

和歌山県河川整備審議会傍聴に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県河川整備審議会運営規程第2条第6項の規程に基づき審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き等)

第2条 和歌山県河川整備審議会（以下「審議会」という。）の傍聴を希望する者は、直接本人が審議会開会当日に、和歌山県河川整備審議会傍聴申出書（以下「申出書」という。）（別記第1号様式）に所要事項を記入のうえ申し出なければならない。

- 2 申出書の受付は、審議会開会1時間前から15分前までの間とする。
- 3 傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とし、傍聴しようとする者が席数を超える場合にあっては、申出者立会いの下で抽選を行い傍聴者を決定する。

(会議の秩序の維持)

第3条 酒気を帯びている者、危険と認められる器物を携帯している者その他会長が会議の秩序の維持に協力しないと認める者は、会場に入室することができない。

- 2 傍聴を認められた者は、傍聴にあたって次の事項を守らなければならない。
 - 一 傍聴者は、事務局員の指示に従うこと。
 - 二 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して批評を加え、又は可否を表明してはならない。
 - 三 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
 - 四 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
 - 五 旗、ゼッケン、はちまき、プラカード、張り紙等を使用した示威的行為をしないこと。
 - 六 その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第4条 傍聴人は次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- 二 傍聴人がこの要綱に違反し、会長が退場を命じたとき。

(報道関係者の取材)

第5条 報道のために必要な写真撮影、録画等は認めるものとする。

- 2 審議中（頭撮り、最後は除く）は、原則として撮影は禁止とする。
- 3 報道に際し、審議中の発言に関し委員が特定される表現は極力避けるよう求めることができる。

(部会への準用)

第6条 和歌山県規則第47号第7条により設置された部会における傍聴については、この要綱を準用する。

附則

この要綱は、平成25年6月11日から施行する。

